

琉球大学学術リポジトリ

今帰仁掟および北谷掟宛の古琉球辞令書について

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2011-06-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高良, 倉吉 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/20352 |

今帰仁掟および北谷掟宛の古琉球辞令書について

Analysis of two Ryukyu-Governments written appointments
concerning the status of regional in 16th century.

高良倉吉

TAKARA Kurayoshi

1 今帰仁掟宛辞令書の検討

最初に紹介する今帰仁掟宛辞令書は、東京の古書オークションにかけられ、やがて沖縄県立図書館に収蔵されたものであるが、当時私が勤めていた浦添市立図書館もこの辞令書に関心を持ち、代理人を通じて落札しようと試みたが果たせなかった。しかし、ほどなくして県立図書館に収まったことを知り、安堵した思い出の史料である。この辞令書は間もなく『史料編集室紀要』15号（1990年）の口絵に掲載され、あわせてその読みも紹介されている。

『史料編集室紀要』15号の読みの誤りを訂正した上で、以下に提示する。

今帰仁掟宛辞令書（嘉靖38年＝1559）

しよりの御ミ事

印

中くすくまきりの

ふてまのふうちふミきかちの内より

一 せちよくたに八まし

ミさまたはる又大またはるとも

又 五十ぬきちはたけ三おほそ

いけましはる又たうはる共二

もゝなミのはかりかけ

印

一人ミやきせんおきてに給候

しよりよりミやきせんおきての方へまいる

嘉靖三十八年十月十五日

[注]印形はトレースされているが、「首里之印」である。だが、左上方の印は朱筆で印枠のみをなぞっただけであり、「首里之印」を描いていない。『史料編集室紀要』口絵は3行目の「ふみきかち」を「ふてまかち」、8行目の「もゝなミ」を「もなミ」と読み誤っている。

この辞令書は、おそらく原本の上に薄紙を載せトレースするような形で筆写されたものと推定できる。『史料編集室紀要』15号口絵の解説文に「文化元子年（1804）四月八日写」との書き込みがあると記されているが、県立図書館で現物を閲覧した際にそれを確認することはできなかった。もし事実だと仮定するならば、何らかの事情で徳川日本に流出し、日本人の手で筆写されたものなのであろうか。琉球のある家に伝世されてきた古琉球辞令書が近世期において日本に流出した状況を想定できる根拠となる貴重な事例だということになるが、定かではない。

濁点を補いつつ、文意を解釈してみよう。「中ぐすくまぎり」＝中城間切に属するシマに「ふてま」＝普天満（普天間）があり、そこに「ふうちふみき」（おそらく人名）が所領する「ち」＝耕地がある。『絵図郷村帳』の中城間切の項には「前ふてま」と「寺ふてま」の二つの村名が登場するが、ここでいう「ふてま」は両者を合わせたものと理解しておきたい。その「ふてま」にある「ふうちふみき」なる人物が所持する耕地の中から「せちよく」の面積の「た」＝田、8マシに該当するもの、「ミさまた」原と「大また」原にまたがって所在する水田、そしてまた50ヌキの「ち」（耕地）で「はたけ」＝畑、3オホソに該当するもの、「いけまし」原と「たう」原にまたがって所在する畑地、その田畑2項目を「もゝなミ」の「はかり」に「かけ」た上で、「ミやぎぜんおきて」＝今帰仁掟に給わる、という意味になると思う。「ふうちふみき」なる人物の肩書・ポストは記されていないが、彼は国王から給された田畑を中城間切普天満（普天間）に所持しており、その中からこの辞令書が規定する面積・所在場所の田畑を割いて、今帰仁掟に与えることを国王の名で命じられたことになる。今帰仁掟は、その当時は山北監守＝今帰仁按司が置かれていた今帰仁グスクに近接して立地していた今帰仁のシマのオエカ人であるから、彼は沖縄島北部の今帰仁間切に勤務していながら、その得分の一部を沖縄島中部の中城

間切に与えられたことになる。

しかし、今帰仁掟に与えられた「ふうちふミき」所持の田畑の一部は、無条件ではなかった。それを解く文言が「もゝなミ」の「はかり」に「かけ」た上で、という表現である。「もゝなミ」は参照に便利な池宮正治『琉球古語辞典混効験集の研究』（1995年）に「もんなみ」とあり、「百次。大台所の事」とあって、池宮氏は首里城の建物の名称（百次、大台所）であるが、「元来は多くの倉庫が並び建つ意か」とコメントした上で、大台所の性格、すなわち公的儀礼や供応に際して料理を調える点に注意を促している（89ページ）。その根拠として与那嶺大屋子宛辞令書（崇禎16年＝1643）や組踊の詞章、『琉球藩官職制』を挙げている。池宮氏が言及する与那嶺大屋子宛辞令書は、拙稿「今帰仁間切に関する辞令書の紹介」（2009年）において過渡期辞令書の1枚として紹介したが（137～138ページ）、ようするに「今帰仁おどん（今帰仁御殿）」（今帰仁按司＝山北監守）に出仕する「もゝなみの大屋子（百次大屋子）」の職にあった者に対し、今帰仁間切の与那嶺大屋子職への異動を命じた文書である。つまり、山北監守（今帰仁グスクに所在）を支える官人職の一つに「もゝなみの大屋子」という職位が存在したことを伝えるものである。

「もゝなみ」が特定の儀礼や供応にからむ料理準備、あるいはそれに要する飲食材の調達・保管を意味するものだとすれば、上記の今帰仁掟宛辞令書に登場する「もゝなみ」の「はかり」に「かけ」た上でという表現は、首里城で行われるさまざまな儀礼や行事、供応に要する飲食材の上納を義務付けたことを意味するのではないだろうか。いかなる品々を、どのようなイベントの際に、いかほどの数量で納めるかという文言は見えないが、間接的ながらもそのことをイメージできる事例は存在する。

例えば、アガルイ掟宛辞令書（嘉靖42年＝1563）に、「四かためおけのなつほこりミかない」「くひきゆらミしやもち」「四かためおけのせちミかない」「一かためおけのなつわかミかない」「一かためおけのおれつむミかない」「一かためおけ又なから正月ミかない」「くひきみしやもち」「五かためおけのきみかみのおやのミかない」「一かためおけのけふりミかない」などといった「みかない」（租税、捧げ物）が登場する。与那嶺大屋子宛辞令書（嘉靖42年＝

1563年)に、「四かためおけのせぢミかない」「一かためおけのはかミかない」「一かためおけのおれずむミかない」「一かため中らおけの正月ミかない」「一くひきミしやもち」「一かためおけのけぶりみかない」「五かためおけのきみかみのおやのミかない」などが登場する(以上、拙稿「今帰仁間切に関する辞令書の紹介」参照)。さらには、伊平屋首里大屋子宛辞令書(万暦15年=1587、拙著『琉球王国史の課題』、1989年、口絵参照)にも、「三かためおけのおまかないなつほこり」「三かためおけのおまかない正月ミかない」「一とくほんのミしやもち正月ミかない」などが登場する。

つまり、国王から与えられる地方官人の田畑に対して、首里王府は「なつほこり」「なつわか」「おれつむ」「正月」「けふり」「はか」などの儀礼・行事に要する飲食材を「ミかない」として上納することを命じていたのであり、彼らから捧げられる物品を前提に「もゝなみ」という仕事が成り立っていた状況を推測することができるのである。この文脈で理解すると、今帰仁掟は中城間切の普天満(普天間)のシマに彼の得分として新たに田畑を所領することになったが、それに際しこの耕地にかかる慣例の「もゝなみ」用物品の負担義務を課された、と解釈したい。そのように理解すれば、今帰仁掟が得た耕地は無税地ではなく有税地であった。

拙著『琉球王国の構造』(1987年)を執筆する時点において、この今帰仁掟宛辞令書ははまだ確認されていなかったもので、当然のことながら同書では言及していない。ただし、読谷山掟辞令書(万暦15年=1587)を手掛かりに、同掟が国頭間切安田に得分としての給地を得ていることを指摘した上で、彼が「読谷山間切の役人でありながら間切を越えて遠く国頭間切の安田にも給地を授けられていたこと」、「読谷山掟が同地まで出向いて耕作することは不可能であるから、実際には安田のシマ人の手で耕作され、その収穫を所得する方式をとったものと推定される」(162ページ)と述べたが、この理解はこの今帰仁掟宛辞令書にもそのまま適用できる。つまり、今帰仁掟は今帰仁間切に居住してその職を勤める存在でありながら、遠隔の地である中城間切普天満(普天間)のシマにも給地としての田畑を与えられており、その給地は「もゝなみ」に係る貢租負担を課せられていたのである。

2 北谷掟宛辞令書の検討

次に、興味深い今一つの辞令書、北谷掟宛辞令書を検討してみたい。

拙著『琉球王国の構造』においてシマ名の掟を考える素材としてこの辞令書の全文を引用し検討したが（160～161ページ）、現物や写真が残っていないため出典としたのは宮里栄輝「琉球古来の土地反別法」（1937年）であった。宮里論文はこの史料を「廉姓伊覇家々譜所載」のものと注記しているが、肝心の『廉姓家譜』（伊覇家）の所在に関する情報がなかったために、宮里論文の引用をそのまま転載して利用した。だが、2009年7月、沖縄県立博物館・美術館の学芸員崎原恭子氏から連絡があり、『廉姓家譜』（伊覇家）が同館に寄贈されたことを教えられ、同時にまた、当該部分の写真の提供も受けた。新たに確認できた家譜引用の草書体史料と宮里論文の引用を照合すると、宮里論文はほぼ完全にこの史料を紹介していることが判ったのだが、その作業を通じて逆に私自身の恥ずべきミスを発見することになったのである。あろうことか、『琉球王国の構造』は本辞令書末尾の「あおりやへのあんしかなしの御まへの」部分を完全に脱落して引用するという、全く初歩的なミスを行っていたのである。そのために、この辞令書が内包する重要な問題に言及することができず、皮相的な観察に終始している。

自己批判をかみしめながら、家譜掲載の原文を以下に引用し、解釈を改めて行いたい。

北谷掟宛辞令書（万暦5年=1577）

[しよりの御ミ事]

[印] きたゝんまきりのもとあつかりちの内より

これのくにのろくもいかまきり

[一] 百五十ぬきちはたけ三おほそ

かにはんたはる又中はるとも

このちのいろ一のミかないハ御ゆるしめされ候

又のろかないハくにのかないの三分一かなうへし

あおりやへのあんしかなしの御まへの

[印] 一人きたゝんおきてにたまわり申[候]

しよりよりきたゝんおきての方へまいる

万曆五年九月六日

[注]家譜は草書体で筆写しているが、改行等に整序性がないため、私の責任で古琉球辞令書の様式をふまえて整理し直して引用した。[]内は高良による補足。

『廉姓家譜』（伊覇家）は大宗行満のことに触れ、生没年不明、父母不明、玉城間切百名村の生まれ、妻は興氏山城親雲上恒竹の娘真牛、長男は行常であることを記した後、「万曆五年丁丑九月六日、賜北谷間切川板田、并仲原地、百五十貫疋。御印判、左記」とコメントしこの辞令書を掲載している。

この辞令書の受給者は「きたゝんおきて」（北谷掟）であるが、彼は「あおりやへのあんじがなし」（阿応理屋恵按司加那志）の「御まへ」、つまり上級神女に仕える、あるいはその屋敷に出仕する存在である。『絵図郷村帳』の北谷間切の項には「北谷」の村が登場するので、北谷掟は北谷のシマを所轄する地方官職を勤めると同時に、上級神女に何らかの形で仕える役目も負っていた。

本文の意味はとりあえず次のように解釈できると思う。北谷間切に所在する「もとあづかり」の耕地の中から、「これ」は野国ノロクモイの間切であるが、面積にして150ヌキ、3オホソに該当する分、「かにはんた」原、「中」原に所在するものを北谷掟に与える。この畑に課せられるさまざまなミカナイは免除される。なお、ノロカナイは「くに」のカナイの三分の一に「かなう」ものとする。『絵図郷村帳』の北谷間切の項に「野国」村の名が登場するので、野国ノロは同間切の複数のノロの一つであることは言うまでもない（『琉球国由来記』には北谷・平安座・野里・嘉手納それに野国の5ノロの名が見える）。解釈のポイントは「あづかり」地、「これ」は野国ノロクモイの間切、ノロカナイは「くに」のカナイの三分の一の意味をどう理解できるかにあると思う。

北谷間切の耕地群の中に「あづかり」地（預地か）と呼ばれる土地があり、「もと」が冠頭に付いているので、現在は別の名目の地所になっているところの元預地の意味だと解釈したい。「これ」が指すのは預地の中から分けられて別の名目になった土地、すなわち元預地のことだと理解し、その土地は野国

ノロクモイの間切、すなわち同ノロが所轄する土地（具体的には畑地）であるが、その面積は150ヌキ（3オホソ）、文中にいう二つの原にまたがって所在する土地である。150ヌキのこの畑地にかかる諸ミカナイ（国王、王府への貢租）は免除されるが、しかし、ノロカナイと「くに」カナイは課せられるのであり、両カナイの総額のうち三分の二は「くに」カナイ、三分の一はノロカナイである、という意味になるのだろう。「くに」は王国全体の国のことではなく間切（ここでは北谷間切）の意味だと解されるので、「くに」カナイは間切行政運営上の財源なのだろう（「くに」カナイはミカナイでなく、カナイと表現されている点にも注意）。

では、間切行政のための「くに」カナイとは別名目であるノロカナイは、この畑地を所轄していた野国ノロクモイに支払うべきものなのか、それとも北谷掟が仕える阿応理屋恵按司加那志に納めるべきものなのだろうか。野国ノロが所轄していた畑地を割いて、それを阿応理屋恵按司加那志に仕える北谷掟に与えたという解釈が妥当だとするならば、ノロカナイの納付先は阿応理屋恵按司加那志の側でなければならないと思う。「これのぐにのろくもいがまぎり」の「まぎり」（間切）を行政単位としての間切ではなく、さしたる根拠も提示できないままにあえて所轄と理解した上での解釈ではあるが、現段階では以上のような解釈しか思い浮かばない。憶測を重ねると、北谷掟はすでに掟地を得ていたうえに、本辞令書を通じて新たに給地（具体的には畑地）を追給されたのだが、その給地には彼が仕える阿応理屋恵按司加那志へのカナイが含まれていた、というイメージになるのではないか。ここに登場する阿応理屋恵按司加那志は今帰仁間切にいる神女のことではなく、『女官御双紙』が初代は尚清王の娘、2代は尚永王の娘と伝える王族神女のことであり、王都首里にいる者である。地方官人層の複雑な奉公実態を暗示する史料と捉えたい。

『廉姓家譜』（伊覇家）において、出生の地が玉城間切百名であるという伝承を持つ人物がなぜ北谷間切の北谷シマの掟の職にあるのか。掟の職を勤めながら上級神女に仕えるということの制度上の真意とは何か。新たな疑問が生ずるのだが、ここではその疑問を確認するだけに止める。

むすびにかえて

『琉球王国の構造』刊行後も、琉球辞令書研究は私のいわばライフワークに相当すると考えていたが、しかし過去の研究を本格的に刷新するという取り組みをしてきたわけではなく、『構造』段階で十分に扱えなかった辞令書やその後に見出された辞令書を何とかフォローするという程度の作業にすぎなかった。その経緯を示すと、

「新発見の古琉球辞令書について」、1990年、『浦添市立図書館紀要』2号
「近世琉球辞令書とその概況」、1991年、『神・村・人—琉球弧論叢』、第一書房

「宮里栄輝ノート中の古琉球辞令書」、1992年、『浦添市立図書館紀要』4号
「琉球辞令書の一覧表と収集現況」、1995年、『日本東洋文化論集』1号

「古琉球期の奄美における給田の移動—須子茂文書が内包する情報のスケッチ」、1996年、『日本文化の深層と沖縄』、国際日本文化研究センター

「奄美喜界島の古琉球辞令書について」、2004年、『日本東洋文化論集』10号

「今帰仁間切に関する辞令書の紹介」、2009年、『日本東洋文化論集』15号

「奄美の古志辞令書の分析」、2010年、『日本東洋文化論集』16号

のようになる。特に奄美関係の辞令書に言及できたこと、不十分ながらも難解な得分規程型辞令書の解読に挑戦できたことが特徴と呼べるかも知れない。その意味で言えば、本稿もまた得分規程型辞令書の解読に挑戦した一連の作業に属する。

『琉球王国の構造』は私の辞令書研究の中間的な総括だと位置付けはしたものの、あれから20余年の歳月が過ぎたにもかかわらず、より深化した体系的認識を述べるに至っていないのは、ただ怠慢の一語に尽きる。しかし、私の根底には、琉球辞令書研究は多くの優れた研究者が参画して深めるべき課題としてすでに共有されているはずであり、『構造』後の私もそのためのメモワールを断片的に示し続けてきたのだと考えている。

なお、「奄美古志辞令書の分析」末尾において自己批判したことだが、本稿で取り上げた今帰仁掟宛辞令書を加えると、今帰仁間切関係の辞令書は都合13

件になることを再度確認しておきたい。

付記：若い日本史・琉球史研究者の矢野美沙子氏が「辞令書から見る古琉球社会」（『日本史攷究』32号、2009年）を書き、「首里王府の行政組織に引き付けた分析」を目指す辞令書解釈を展開しているが、本稿の趣旨ととりあえずは重ならないので、言及を割愛した。（2010年9月22日脱稿）

[参考文献]

- 宮里栄輝「琉球古来の土地反別法」、1937年（新里恵二編『沖縄文化論叢』1・歴史編所収、1972年、平凡社）
- 高良倉吉『琉球王国の構造』、1987年、吉川弘文館
- 池宮正治『琉球古語辞典混効験集の研究』、1995年、第一書房
- 高良倉吉「今帰仁間切に関する辞令書の紹介」、『日本東洋文化論集』15号、2009年